

第1回検討会での議論と標準運送約款等の改正の方向性案

1. 契約に関する事項を記載した書面の交付義務

1. 第1回検討会で頂戴したご意見

- 標準内航運送約款第4条の申告事項は、商法の規定のとおり発送地と到達地と記載しているが、発着港に関する情報等内航向けにアレンジして、記載事項を考えるべきではないか。

2. 事務局の対応の方向性

- 標準内航運送約款第4条について、「発送地及び到着地」を「船積港及び陸揚港」の文言に改正。

<関係条文>

標準運送約款：旅客運送の部 第4条（P3）
 受託手荷物の部 第3条、第4条（P2、P3）
 特殊手荷物の部 第3条、第4条（P1～P3）
 自動車航走の部 第4条、第5条（P1～P3）

標準内航運送約款：第4条（P3 21行目～25行目）【23行目】

2. 危険物の申告

1. 第1回検討会で頂戴したご意見

- 危険物は商法や消防法等の定義があるが、標準約款の危険品の概要は、それらの危険物よりも広義のものと認識。
- 危険品の通知義務に安全な運送に必要な情報を加えることは非常に大きな傘がかかり、実務上煩雑になるのではないか。

2. 事務局の対応の方向性

- 条文案の修正はなし。

<関係条文>

標準運送約款：旅客運送の部 第4条（P3）
 受託手荷物の部 第4条（P3 12～15行目）
 特殊手荷物の部 第4条（P3 9～12行目）
 自動車航走の部 第5条（P3 8～11行目）

標準内航運送約款：第3条（P2 23～27行目）、第4条（P3 28～30行目）

3. 高価品免責の特則

1. 第1回検討会で頂戴したご意見

- 特段の御意見なし。

2. 事務局の対応案

- 条文案の修正なし。

<関係条文>

標準運送約款：旅客運送の部	(規定なし)
受託手荷物の部	第3条 (P2 24行目)、 <u>第4条 (P4 1～4行目)、 第12条 (P7 12行目)</u>
特殊手荷物の部	第3条 (P2 22行目)、 <u>第4条 (P3 28～32行目)、 第20条 (P 11 12行目)</u>
自動車航走の部	第4条 (P2 21行目)、 <u>第5条 (P4 1～5行目)、 第21条 (P11 11行目)</u>
標準内航運送約款：	第3条 (P2 21行目)、 <u>第18条 (P11 20～24行目)</u>

4. 損傷、滅失、延着の場合の損害賠償額

1. 第1回検討会で頂戴したご意見

- 標準内航運送約款第18条第11項の延着に係る責任について、「運賃等の総額とする」と規定しているが「運賃等の総額を限度とする」に改めるべきではないか。
- 標準内航運送約款第18条第11項だけを見ると、延着した時は、いかなる場合にあっても運賃等の総額までしか払わないというように見えてしまうのではないか。
- 標準内航運送約款第18条第12項などに「損傷等」という文言が使われているが、「等」に延着が含まれているのであれば明確化にするべきではないか。
- 標準運送約款においては、現状、損傷、滅失及び延着という概念が特段規定されていないが、引き続き、商法の適用と同じと認識。
- 標準運送約款旅客運送の部第5条などに運送人に責任がない遅延を規定しているが、運送人側に明らかな責任がある遅延については、実態上あまりないと認識。
- フェリーについては、日時は保証しておらず、運送申込書や乗車券を購入する際の申込書に気象・海象によって遅延する場合があると明確に記載している。
- 生命や身体に関わる損害に関しては、当然、補償するという整理の上で、普通運賃については、経済的な保証は行っていないという認識。

2. 事務局の対応の方向性

- 標準内航運送約款第18条第11項において、御意見を踏まえて条文案を「限度とする」ことを追記する修正を行う。

- 標準内航運送約款第18条第1項、第6項、第10項における損害賠償について、延着責任を負う場合を明確にする修正を行う。第12項において、当社に悪意のある場合などは第8条、第11条の限度額の規定によらないことを明確にするため修正。

<関係条文>

標準運送約款：(規定なし)

標準内航運送約款：第18条 (P12 6行目)

5. 貨物の損傷等による運送人の責任に関する期間制限の合理化

1. 第1回検討会で頂戴したご意見
 - 特段のご意見なし。
2. 事務局の対応案
 - 議論を踏まえ、条文案の修正なし。

<関係条文>

標準運送約款：(規定なし)

標準内航運送約款：第21条 (P12 24~30行目)

6. 旅客に関する運送人の責任

1. 第1回検討会で頂戴したご意見
 - 特段のご意見なし。
2. 事務局の対応案
 - 第20条に規定予定としていた、災害時等やむを得ない事由における特約に関する位置付けの明確化のため、条文を整理。海上運送法第12条に規定されている引受義務を踏まえ、標準運送約款旅客運送の部第3条における引受けの拒絶、解除を明文化（天災その他やむを得ない事由の場合）し、運送を引き受けた場合においても、免責となりうる場合について、第20条第3項にて明記する。

<関係条文>

標準運送約款：旅客運送の部 第3条、第20条 (P12 18~23行目)

7. 旅客の管理下にある荷物に関する運送人の責任

1. 第1回検討会で頂戴したご意見
 - 特段のご意見なし。

2. 事務局の対応案

- 議論を踏まえ、条文案の修正なし。

<関係条文>

標準運送約款：旅客運送の部 第3条、第20条（P12 25～27行目）

8. 高級車の運送責任について

1. 第1回検討会で頂戴したご意見

- 標準運送約款自動車航送の部第4条第2項で自動車を高価品に含むのであれば、(3)ではなくて(2)に入れるべきではないか。

2. 事務局の対応案

- 標準運送約款自動車航走の部第4条第2項において、自動車が高価な場合については、自動車に関する(2)の条文に記載予定。
- 第5条第1項では、申告（貨物についての申告及び特に貨物が危険物である場合の申告）について規定しているが、これまで自動車に関する申告義務はなかった実務を鑑みて、高価品以外については旅客・荷送人からの申告を求めることまではしないこととする。
- 高価品に関する取扱いとして、解説コメントにおいて、事業者が限度額を定めることができることを記載。

<関係条文>

標準運送約款：特殊手荷物の部 第3条（P2 16行目）、第4条（P3 8行目）
自動車航走の部 第4条（P2 15行目）、第5条（P3 10行目）

標準内航運送約款：第3条、第4条

9. 荒天遭遇等の免責について

1. 第1回検討会で頂戴したご意見

- 特段のご意見なし。

2. 事務局の対応案

- 条文案の修正なし。

<関係条文>

標準内航運送約款：第20条

10. 航路変更について

1. 第1回検討会で頂戴したご意見
 - 特段のご意見なし。
2. 事務局の対応案
 - 条文案の修正なし。

<関係条文>

標準運送約款：旅客運送の部 第5条(P4 10行目)、第17条
 受託手荷物の部 第6条(P5 1行目)、第10条
 特殊手荷物の部 第6条(P4 24行目)、第11条
 自動車航走の部 第7条(P4 26行目)、第17条
 標準内航運送約款：第12条(P8 16行目)

11. 旅客の禁止行為について

1. 第1回検討会で頂戴したご意見
 - 標準運送約款自動車航送の部第7条などで、裸で「禁止行為」と書かれているが、何条に規定する禁止行為など明確にする必要があるのではないか。
 - 航空法体系上規定している「安全阻害行為」のように、標準運送約款の旅客の禁止行為の中に「職務の執行を妨げる行為」を定め、明確にする必要があるのではないか。
2. 事務局の対応案
 - 標準運送約款中、「旅客運送の部第18条に規定する禁止行為」に改正。
 - 標準運送約款の旅客の禁止行為について、船員等に対する職務妨害について、規定。
 - 職務妨害については、船員以外の、運航に関連する人（陸上の従業員等）も含めることとし、第18条第3項について、下船のみならず、乗船の拒否も追加する。
 - 特殊手荷物の部、自動車航走の部における運転者の禁止行為についても、乗船拒否を追加。

<関係条文>

標準運送約款 旅客運送の部 第18条、受託手荷物の部 第6条、
 特殊手荷物の部 第6条、第19条、
 自動車航走の部 第7条、第20条
 標準内航運送約款 第23条

12. その他

1. ご意見

- 公益法人制度改正後の対応がなされていないのではないか。

2. 事務局の対応案

- 標準内航運送約款第 27 条の仲裁について、現行、公益法人という文言となっているが、実務を行っている団体（少なくとも一般社団法人・公益社団法人）が読めるように改正。

13. 文言の整理等

1. 第 1 回検討会で頂戴したご意見

- 標準運送約款旅客の部第3条第2項(1)エでは「生命又は健康」と、第20条第2項(2)では「生命又は身体」となっているが、整理が必要ではないか。

2. 事務局の対応案

- 事業者が旅客へ申告を求める生命、健康の状態と、事業者が損害賠償を負うこととする生命、身体の状態については、想定される程度が異なることから、文言は引き続き書き分けることとする。
- 標準内航運送約款第 3 条第 4 項二について、乗船者から「船員等、便乗者」に修正。
- 申告内容の電子提供について、電磁的方法の位置づけを明確にするため、電磁的方法の後に「この場合において～通知したものとみなす。」を追記予定。
- 標準内航約款第 16 条第 5 項の損傷に関する規定を修正。標準利用運送約款の改正等と平仄をあわせた文言に改正予定。

<参考：第1回から条文を改正した箇所について>**●標準運送約款****旅客運送の部**

- ・ 第3条第2項（引受け拒絶が可能な条文を明記。）
- ・ 第5条（第18条の禁止行為の引用。）
- ・ 第18条第1項10号（船員等への職務妨害を追記。）
- ・ 第20条第1項～第3項（旅客の生命身体に関する賠償責任の特約の書きぶりを修正。）

受託手荷物の部

- ・ 第6条（旅客運送の部第18条の引用。）

特殊手荷物の部

- ・ 第3条第2項(2)（特殊自動車が高価な場合の規定を(3)から(2)へ移行）
- ・ 第4条（第3条の修正に伴い、貨物の申告について、高価品の引用条文を修正。）
- ・ 第6条（旅客運送の部第18条の引用。）
- ・ 第19条（特殊手荷物の運転者の禁止行為等を旅客の禁止行為に併せて修正。）

自動車航走の部

- ・ 第4条第2項(2)（自動車が高価な場合の規定を(3)から(2)へ移行）
- ・ 第5条（第4条の修正に伴い、貨物の申告について、高価品の引用条文を修正。）
- ・ 第7条（旅客運送の部第18条の引用。）
- ・ 第20条（自動車の運転者の禁止行為等を旅客の禁止行為に併せて修正。）

●標準内航運送約款

- ・ 第3条第4項第2号ニ（便乗者、船員が読めるように改正）
- ・ 第4条（申告内容について、発送地、到着地を港関係に改正。電子提供を文言追加。）
- ・ 第16条第5項（損傷の場合を限定した書きぶりに改正予定。）
- ・ 第18条（延着責任を明記等の修正。新設の第11項は、限度とわかるように文言を修正。）
- ・ 第27条（「公益法人」を「公益法人又は一般社団法人等」に改正）